

## 不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号
不利益処分の種類	介護老人保健施設の業務運営の勧告	根拠条項	第 1 0 3 条第 1 項
処 分 基 準	<p>( 1 ) 介護老人保健施設が、その業務に従事する従業者の人員について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 7 条第 2 項の厚生労働省令で定める員数を満たさないとき</p> <p>( 2 ) 介護老人保健施設が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 7 条第 3 項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していないと認められるとき</p> <p>( 3 ) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号）</p> <p>( 4 ) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	